

別添3

○昭和五十八年郵政省告示第五百三十二号（無線設備の設置場所の変更検査を受けることを要しないアマチュア局の無線設備を定める等の件） 新旧
対照表

(傍線部は改正部分)

改正案	現行
<p>空中線電力二〇〇ワット以下のアマチュア局の無線設備であつて、 総務大臣が別に定めるところにより公示する者が、総務大臣が別に定める手続に従つて行つた法第三章の技術基準に適合していることの保証を受けたもの</p>	<p>空中線電力二〇〇ワット以下のアマチュア局の無線設備であつて、 当該無線設備の設置場所の変更の際、株式会社又は有限会社(アマチュア無線用機器の製造業者及び販売業者、又はこれらの者がその役員)の三分の一以上若しくは議決権の三分の一以上を占めるものを除き、総務大臣が別に定めて公示するところによるものに限る。)により、総務大臣が別に定める手続に従つて、法第三章の技術基準に適合していることの保証を受けたもの</p>